

議案第32号

目黒区立自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 目黒区立自転車等駐車場条例（平成10年3月目黒区条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び自動二輪車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたものをいう。以下同じ。）（以下「自転車等」という。）」を「自転車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 一般原動機付自転車 道路交通法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。
- (4) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたものをいう。
- (5) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

第4条第2号中「自転車等」を「自転車、一般原動機付自転車又は自動二輪車」に改める。

別表第2中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第2条 目黒区立自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号を次のように改める。

- (2) 特定小型原動機付自転車 道路交通法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。

第1条の2第5号中「原動機付自転車」を「特定小型原動機付自転車、一般原動機付自転車」に改める。

第4条第2号中「自転車、一般原動機付自転車又は自動二輪車」を「自転車等」に改める。

第16条を次のように改める。

(不適正利用の自転車等に関する措置)

第16条 区長は、駐車場に次の各号のいずれかに該当する自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

- (1) 利用の承認を受けていないもの
- (2) 利用の承認を受けた期間を経過したもの
- (3) 第12条第1項の規定により利用を停止され、又は利用の承認を取り消されたもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるもの

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当する自転車等を確認したときは、速やかに区長に報告するものとする。

第16条の次に次の3条を加える。

(撤去した自転車等に関する措置)

第16条の2 区長は、前条第1項の規定により自転車等を撤去したときは、直ちに、現場にその旨及び保管場所を公示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等の所有者又は利用者（以下「所有者等」という。）の調査を行い、所有者等が確認できた自転車等については速やかに引き取るよう当該所有者等に通知し、所有者等が確認できなかった自転車等については規則で定める事項を告示するものとする。

（撤去保管料の徴収）

第16条の3 区長は、前条第1項の規定により保管した自転車等について、当該自転車等を引取りに来た所有者等から、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める撤去保管料を徴収することができる。

- (1) 自転車 5,000円
- (2) 特定小型原動機付自転車 5,000円
- (3) 一般原動機付自転車 8,000円
- (4) 自動二輪車 16,000円

（引取りのない自転車等の処理）

第16条の4 区長は、第16条の2第2項に規定する措置を講じた後、相当の期間を経過したにもかかわらず引取りのない自転車等については、売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。

2 区長は、前項の規定により自転車等を売却する場合には、自転車等の安全利用の確保等のため、売却の相手方を指定することができる。

3 区長は、第1項の規定により売却した自転車等について、第16条の2第1項の規定による公示の日から起算して6月を経過する日までに当該自転車等の所有者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

4 区長は、前項の規定により売却代金を返還するときは、前条に規定する撤去保管料を徴収することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

1 定期利用

名称	利用区分		自転車	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車	自動二輪車
目黒区立駒場 東大前西口駐 輪場	1月	一般	2,000 円			
		学生	1,000 円			
	3月	一般	6,000 円			
		学生	3,000 円			
目黒区立駒場 東大前東大口 駐輪場	1月	一般	2,000 円		3,000 円	6,000 円
		学生	1,000 円		1,500 円	3,000 円
	3月	一般	6,000 円		9,000 円	18,000 円
		学生	3,000 円		4,500 円	9,000 円
目黒区立駒場 三丁目駐輪場	1月	一般	2,000 円			
		学生	1,000 円			
	3月	一般	6,000 円			

		学生	3,000 円			
目黒区立池尻 大橋駅東口駐 輪場	1月	一般	2,000 円	2,000 円		
		学生	1,000 円	1,000 円		
	3月	一般	6,000 円	6,000 円		
		学生	3,000 円	3,000 円		
目黒区立池尻 大橋駅北口駐 輪場	1月	一般	2,000 円		3,000 円	
		学生	1,000 円		1,500 円	
	3月	一般	6,000 円		9,000 円	
		学生	3,000 円		4,500 円	
目黒区立上目 黒一丁目駐輪 場	1月	一般	2,000 円	2,000 円		
		学生	1,000 円	1,000 円		
	3月	一般	6,000 円	6,000 円		
		学生	3,000 円	3,000 円		
目黒区立中目	1月	一般	2,200			

黒駅前駐輪場			円			
		学生	1,100 円			
	3月	一般	6,600 円			
		学生	3,300 円			
目黒区立祐天寺駅西口第一駐輪場	1月	一般	2,200 円			3,300 円
		学生	1,100 円			1,700 円
	3月	一般	6,600 円			9,900 円
		学生	3,300 円			5,100 円
目黒区立祐天寺駅西口第二駐輪場	1月	一般	2,000 円			
		学生	1,000 円			
	3月	一般	6,000 円			
		学生	3,000 円			
目黒区立祐天寺駅南高架下駐輪場	1月	一般	2,000 円			
		学生	1,000 円			

		3月	一般	6,000 円			
			学生	3,000 円			
目黒区立洗足 二丁目駐輪場	1月	一般	2,000 円	3,000 円			
		学生	1,000 円	1,500 円			
	3月	一般	6,000 円	9,000 円			
		学生	3,000 円	4,500 円			
目黒区立学芸 大学駅東口駐 輪場	地下 1階	1月	一般	2,400 円			
			学生	1,200 円			
		3月	一般	7,200 円			
			学生	3,600 円			
	1階	1月	一般	2,600 円			
			学生	1,300 円			
		3月	一般	7,800 円			
			学生	3,900 円			

			円			
	2階	1月	一般	2,400 円		
			学生	1,200 円		
	3月	一般	7,200 円			
		学生	3,600 円			
	3階	1月	一般	2,200 円		
			学生	1,100 円		
3月		一般	6,600 円			
		学生	3,300 円			
目黒区立学芸 大学駅西口第 一駐輪場	1月	一般	2,600 円	3,900 円		
		学生	1,300 円	2,000 円		
	3月	一般	7,800 円	11,700 円		
		学生	3,900 円	6,000 円		
目黒区立学芸 大学駅西口第	1月	一般	2,000 円	3,000 円		

二駐輪場		学生	1,000 円		1,500 円	
	3月	一般	6,000 円		9,000 円	
		学生	3,000 円		4,500 円	
目黒区立緑が丘駅駐輪場	1月	一般	2,000 円	2,000 円		
		学生	1,000 円	1,000 円		
	3月	一般	6,000 円	6,000 円		
		学生	3,000 円	3,000 円		
目黒区立自由が丘駅南口駐輪場	1月	一般	2,600 円	2,600 円		
		学生	1,300 円	1,300 円		
	3月	一般	7,800 円	7,800 円		
		学生	3,900 円	3,900 円		
目黒区立都立大学駅北口駐輪場	1月	一般	2,600 円			
		学生	1,300 円			
	3月	一般	7,800			

			円				
		学生	3,900				
			円				

備考 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいう。

2 1日利用

自転車	100円
特定小型原動機付自転車	100円
一般原動機付自転車	150円
自動二輪車	300円

備考 区長が指定する駐車場を利用する場合において、区長が定める利用時間を超えないときは、その利用について無料とする。

第3条 目黒区立自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第2条の4に次の2項を加える。

3 区長は、前2項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第8条第1項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第2に定める額を超えない範囲内で、区長が定める使用料を徴収する。

4 区長は、前項の規定により使用料を徴収する場合において、使用料の減免又は還付を行うときは、第10条又は第11条第1項の規定に準じて行うものとする。

第2条の5中「前条」を「前条第1項若しくは第2項」に改める。

第2条の7を次のように改める。

(休業日等)

第2条の7 区長又は指定管理者は、必要と認めるときは、駐車場の休業日を定めることができる。ただし、指定管理者が休業日を定めるときは、当該指定管理者は区長の承認を得るものとする。

2 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第3条第1号中「1月又は3月」を「月」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 時間利用 時間を単位とする利用

第5条の見出し中「定期利用」を「利用」に改め、同条中「定期利用により」を削り、「区長（第2条の2の規定により指定管理者に管理の業務を行っている場合にあっては、当該指定管理者。次条第1項、第7条、第10条（同条第4号を除く。）、第11条第1項及び第12条第1項において同じ。）」を「指定管理者」に改める。

第6条の見出し中「定期利用」を「利用」に改め、同条第1項中「区長は」を「指定管理者は」に、「定期利用に」を「利用に」に改め、同項第1号中「（以下「定期利用者」という。）」を削り、同項第2号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「、第2条の2の規定により管理の業務を行っている場合において」を削る。

第7条から第9条までを次のように改める。

(時間利用の上限時間)

第7条 駐車場を時間利用により利用する者は、同一の自転車等を引き続き72時間を超えて駐車してはならない。

(利用料金)

第8条 第5条の規定により利用の承認を受けた者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額を超えない範囲内で、指定管理者

が区長の承認を得て定めるものとする。

3 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 区長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、指定管理者が収受した利用料金の一部を目黒区に納付させることができる。

第9条 削除

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「区長は、定期利用者」を「指定管理者は、第5条の規定により定期利用の承認を受けた者（以下「定期利用者」という。）」に、「使用料を」を「利用料金を」に、「免除する」を「免除することができる」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「納めた使用料」を「支払った利用料金」に改め、同項ただし書中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「、第2条の2の規定により管理の業務を行っている場合において」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

第12条第1項中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「、第2条の2の規定により管理の業務を行っている場合において」を削る。

第16条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第7条の規定に違反して駐車を継続しているもの

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第1項及び第20条中「第2条の4」を「第2条の4第1項及び第2項」に改める。

別表第1中

目黒区立駒場東大前東大口 駐輪場	東京都目黒区駒場三丁目8番1号
---------------------	-----------------

目黒区立駒場三丁目駐輪場	東京都目黒区駒場三丁目10番15号
--------------	-------------------

を

目黒区立駒場東大前東大口 駐輪場	東京都目黒区駒場三丁目8番1号
---------------------	-----------------

に、

目黒区立中根一丁目駐輪場	東京都目黒区中根一丁目2番16号先
	東京都目黒区中根一丁目3番10号先
目黒区立都立大学駅北口駐 輪場	東京都目黒区柿の木坂一丁目30番1 2号

を

目黒区立中根一丁目駐輪場	東京都目黒区中根一丁目2番16号先
	東京都目黒区中根一丁目3番10号先

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

利用区分		自転車・特定小型 原動機付自転車	一般原動機付自転 車	自動二輪車
定期 利用	一般	1月当たり3,0 00円	1月当たり4,0 00円	1月当たり6,0 00円
	学生	1月当たり1,5 00円	1月当たり2,0 00円	1月当たり3,0 00円
時間利用		24時間当たり2 00円	24時間当たり2 50円	24時間当たり4 00円

備考 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する
学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいう。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和5年7月1日

(3) 第2条及び次項の規定 令和5年10月1日

2 第2条の規定による改正後の目黒区立自転車等駐車場条例第16条の3の規定は、第2条の規定の施行の日以後の引取りに係る撤去保管料について適用し、同日前の引取りに係る撤去保管料については、なお従前の例による。

3 目黒区立池尻大橋駅東口駐輪場、目黒区立上目黒一丁目駐輪場、目黒区立緑が丘駅駐輪場及び目黒区立自由が丘駅南口駐輪場を定期利用により利用するための手続等（特定小型原動機付自転車に係るものに限る。）は、第2条の規定の施行の日前においても行うことができる。

4 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の目黒区立自転車等駐車場条例別表第2の規定の適用については、同表中「200円」とあるのは「150円」と、「250円」とあるのは「225円」とする。

(説明) 特定小型原動機付自転車に係る使用料及び撤去保管料を定め、駐車場の利用区分を見直し、指定管理者の定める利用料金の限度額及び撤去保管料の額を引き上げるとともに、駒場三丁目駐輪場及び都立大学駅北口駐輪場を廃止し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。